

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（5月26日の正副持ち帰り事項）

No.37 （全員協議会）

- 第11条 全員協議会は、市長が都市計画その他 ⁽¹⁾ 重要政策等に関して協議を行う場合に ⁽²⁾、議長が招集し、開催するものとする。
- 2 議長は、議員が全員協議会の開催を請求した場合は、速やかに対応するものとする。
- 3 全員協議会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

<説明>

- ◆ 第1項については、5月14日時点で一致をみたが、その後の正副協議において、下線部を変更したので、今回、改めて正副座長案として提案する。
 - ・ 下線（1） 「都市計画及び重要政策等に関して」の部分で、接続部分を「その他」へ変更した。←説明：重要政策の中に都市計画も含まれるため、並列表記では適切ではないと判断した。
 - ・ 下線（2） 「議会の意見を聞く場合に」の部分を上記のように変更した。←説明：市議会関係例規類集 P59 に、全員協議会の目的として「議会の運営及び市政の諸問題に関する研究及び協議を行う」とある。
- ◆ 第2項については、実質的な内容の一致をみたのち条文を決めるという順序で議論を進めることになっており、代表者会で意見交換が続いている。
- ◆ 全員協議会の開催について、現状では、申し合わせ事項（市議会ハンドブック P81）に規定があり、「開催の判断及び部局への出席については、議長に一任することとする」とある。

※ 参考として、臨時会招集については、地方自治法第101条に以下の規定がある（全7項の内、1項から4項までを紹介）。

第101条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

○2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

○3 議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

○4 前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

※参考（ハンドブック P52）「委員会で「市長報告すべし」との問題提起があつた場合の取扱い」

・・・委員長は議長にその旨を申し入れることとする。議長は、委員長からの申し入れを議会運営委員会に諮問し、その取扱いを協議するものとする。

(1) 各会派 持ち帰り事項

(全員協議会の開催について、協議するための会派代表者会議の開催要件)

案	全協開催について、協議するための 会派代表者会議の開催要件	全員協議会の開催要件
①	(現状) 議長判断 【申合せ事項・ハンドブック P34】 「会議の招集及び運営は、議長が行う。」	議長が会派代表者会議を開催し、各会派の意見を聞いて、議長の判断(議長一任)において、市長と調整し、開催の有無を決定する。
②	1 / 4 の議員の請求があった場合	
③	1 / 6 の議員の請求があった場合	
④	1 / 12 の議員の請求があった場合	

(注) 会派代表者会議という単語は、実際には、条文・逐条解説ともに記載せず、別な表現に置き換わる。

(2) 正副座長 持ち帰り事項 (第 1 項「市長が・・・」)

【正副座長案】

第 1 1 条第 1 項 全員協議会は、都市計画その他重要政策に関する研究及び協議を行う場合に、議長が招集し、開催するものとする。

【参 考】

(会議規則第 119 条「協議・調整の場」 別表の目的)

「議会の運営及び市政の諸問題に関する研究及び協議を行う。」

【備 考】

第 1 1 条第 1 項「・・・市長が都市計画その他重要政策等に関して協議を行う場合に、・・・」について、「市長が〇〇に関して協議を行う場合にのみ、全協を開催するのは、おかしいのではないか」という意見があり、会議規則第 119 条別表の目的を参考に正副座長案を作成しました。

なお、会議規則の目的にある「議会の運営及び」については、議会運営委員会があり、全協で研究及び協議することはないので、削除することを提案します。

各会派の意見

会派名	(1)賛否 (○×)	(2)賛否 (○×)	【意見】
			【代替案など】
自由民主党	案①	○	
日本共産党	△	○	(1)は、①は賛成できないが②と考える。しかし全体の一致点で③・④でも了とする。
公明党	座長案	○	第2項の代表者会の開催要件は、②の1/4が良いと思われるが、他の意見との調整は可能。 ※地方自治法第101条第3項に、定数の4分の1の議員により臨時会の請求ができることある。
市議会民主党	①	○	【意見】 (1) 全員協議会の議題は、議決を求めているため、開催要件を厳密に規定する意味はそれほどないと考えるため。全協開催要件について、第1項で一致しているなら、第2項は必要ないのではないかと。皆さんのご意見を伺いたいです。また、地方自治法改正で、全協が公式会議に昇格した理由について、もう一度確認出来ればと思います。 (2) 第1項についての正副座長案はこの条文に賛同します。ただ、提案のあった会議規則119条別表「議会の運営及び」の削除については反対です。全協で研究及び協議をする可能性が完全には言い切れないと考えていることが理由です。
みんなの党	○	○	(1) 開催要件は④
生活者ネット	②	○	
改革連合	③	○	
市民自治	④	○	
市民会議	④	○	
こがおも	③	○	「全員協議会の開催について、協議するための会派代表者会議の開催要件」は、臨時議会よりもハードルが低く、議案よりも重たいレベルに設定してはどうか(=6分の1)

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（5月26日の正副持ち帰り事項）

No.38

第5章 自己研さん・調査・研修・政策立案

（討議の保障）

第13条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑の場を保障しなければならない。

2 議会は、論点の整理又は合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間で討議を行うことができるものとする。

~~3 討議の保障に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。~~ ← 削除

<説明>

- ◆ 第1項において、「議論に努めなければ」を「質疑の場を保障しなければ」へ変更した。
- ◆ 第2項において、「意思を決定していくために」を「論点の整理又は合意形成を図るために」へ変更した。
- ◆ 第2項については、実際すでにおこなわれていることを再確認したい。
（例1）本会議において、意見書や条例、組み替え動議を議員から提案する際、実質的な議員間討議がおこなわれている。
（例2）委員会の協議会において、質疑とは別に、実質的な議員間討議がおこなわれている。

※ 小金井市議会会議規則に次の規定がある。

第53条第3項 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできない。

⇒作業部会第1班において、検討・整理してもらうこととなった。

(1) 持ち帰り事項（「討議の保障」を、何章に規定するのか）

- ① 第2章「議会の運営及び議員の活動原則」
- ② 第5章「自己研さん・調査・研修・政策立案」

(2) 正副座長からの提案

第13条 第2項「議員間討議」→「議員間で討議」に変更。

第3項を削除。

※ 新たに議員間討議について、議会改革することなく、現状どおりの運用で討議を条例に規定するので、新たに討議の保障について規定しないことを提案します。

各会派の意見

会派名	(1)賛否 (○×)	(2)賛否 (○×)	【意見】
			【代替案など】
自由民主党	②	○	
日本共産党	①	○	第5章「自己研さん」については、それに対応する条文がないので削除してはどうか。
公明党	○	○	第3項は削除とする。
市議会民主党	①	△	<p>(1) 討議の保証は、①2章「活動原則」でいいと考えます。(2) 現状の内容が、真の議員間討議といえるのか。現在行われている委員会での採決前の協議会は、採決態度の確認を行っているもので、各委員が賛成、反対の立場に立ち、委員どうしでの質疑や討議は行われていないと感じています。</p> <p>2項の「各委員会を中心に」とあるが、「中心に」とは、対象に本会議も含むのか、本来本会議では「議員は質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない」とされているため、この点を確認したいと思います。</p> <p>(2) 正副座長提案の最後にある「討議の保証を規定するかどうか」については、議員間討議の具体像を詰めた上で検討してはどうか。</p>
みんなの党	○	○	(1) 第2章に規定する
生活者ネット	②	○	(1) 討議は、政策立案をしていくために必要なものと考えます。よって、第5章に位置付けるのが妥当だと考えます。(2) 議員間の討議は、市民が検討過程を確認するため、議員が説明責任を果たすためにも必要なものと考えます。現状行われていることであれば、それをさらに見えやすい形にしていく必要があると思われれます。
改革連合	①	○	
市民自治	①	○	
市民会議	①	○	
こがおも	①	○	「討議の保障」は第2章「議会の運営及び議員の活動原則」が望ましい

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（5月26日の正副持ち帰り事項）

No.39 （調査・研修・政策立案）

- 第14条 議会は、その機能を十分に発揮し、積極的に政策立案・政策提言を行い、市の政策水準の向上を図るよう努めるものとする。【一致】
- 2 議会は、前項の機能の強化を図るため、次の各号に掲げる制度を活用することができる。【一致】
- (1) 法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に調査をさせること。【一致】
- (2) 審査又は調査のために、必要な機関を設置すること。【一致／注1】
- (3) 議員による政策検討会を設置すること。【注2】
- (4) 必要な調査、研修、視察を実施すること。
- (5) 各分野の専門的な知識を高めるために、学識経験を有する者による議会研修会を実施すること。

<説明>

- ◆ 注1：(2)の「必要な機関」の中身について、未だ一致をみていない。調査機関なのか、審査会なのか、附属機関か。(1)との整合は。

※ 地方自治法第109条

普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- 2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
- 3 (省略)
- 4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
- 5 第百十五条の二の規定（編集者注：公聴会&参考人の出頭）は、委員会について準用する。
- 6～○9 (省略)

※他団体の具体事例について調査する。

※「議会における附属機関」に対する総務省の見解は・・・

議会は、合議制の議事機関であり、その構成員である議員自ら多様な意見を議会に反映させる責務を負っているものであり、その機能を附属機関に委ねるのは適当ではない。」等の理由により否定的な見解を示している。

地方自治法138条の4には、執行機関に附属機関を置くことができる規定があるが、議会についてはこのような規定がない。そのため、上記のとおり、合議制機関である議会に附属機関を設置することは法の趣旨になじまないという解釈が総務省から示されてきた。

2009年2月現在、三重県議会では、実際に附属機関を設置すべく準備するに当たり、あらためて総務省行政課などと法解釈上の確認を行ったが、総務省行政課の見解は、地方自治法は地方議会に附属機関を置くことを想定しておらず、議会基本条例にもとづく附属機関が議会に設置されたとしても、地方自治法に根拠を有しない機関となる(条例のみを根拠とする機関となる)。地方自治法の想定の外側の機関であることから、その委員の身分や報酬について検討課題が残っているとのことであった。

- ◆ 注2:(3)は、正副座長にて持ち帰りしている状態。調整でき次第、「政策検討会」の具体的な内容について提案する。
- ◆ (4)については、ほとんどの会派で一致をみている。民主とみんな、こがおもの意見を再確認する。
- ◆ (5)についても、多数の会派で一致をみているが、たたき台16条第2項での規定を求める意見もある。共産・ネット・こがおもの意見を再確認する。

◆ 「必要な機関」及び「政策検討会」について ⇒ 第2班において課題整理(6月中に)

○ どういった機関を想定しているのか。

事例: 「食育条例」「アスベスト条例」を策定した際の機関

・ 位置付け・必要性

「市議会の中の公的機関」又は「政務活動費を利用した任意の議員有志機関」

・ 「必要な機関」を「調査機関」とするならば、第1項だけでいいのではないか?

「調査機関」とした場合は、附属機関とならないのか。

委員の位置付け・報酬・謝礼等は?

・ 議運で「議会改革」として確認が必要

○ 検討課題

・ 条例で規定するとなると中途半端なことはできない。柔軟な対応が難しい。

・ 会議の公開(会議室の確保・傍聴者・ユースト中継)

・ 会議録の作成(全文筆記・要点筆記)

・ 設置要件(全会一致?)

・ 市民参加(公募委員)

・ 学識経験を有する者の参加の有無(日程調整)

・ 事務局の関わり方

(会議の出席・会議録・委員選考の調整・学識経験を有する者との日程調整・パブコメ等)

- ◆ 第5項「議会研修会」又は「議員研修会」正副座長で整理する。

◆ **正副座長からの提案**

第14条第2項第5号 「議会研修会」とし、「議員研修会」に変更しない。

第16条（議会研修会）全部を削除。

【備考】

「議員研修について」（ハトブック81P）の申合せ事項の変更の提案

タイトルの「議員研修について」を「議会研修会」に変更。

(1)「新人議員の研修」を「初当選議員研修」に変更。

※「初当選議員研修」と「議員研修会」を「議会研修会」と位置づける。

第16条（議会研修会）第2項は、不一致である。また、新しい任期開始後の研修については、一致したとしても申合せ事項等で規定し、条例にまで規定しなくてもいいのではないか。

第2項を削除するのであれば、第16条全部を削除し、第14条第5項の規定で十分ではないか。

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	○	
日本共産党	○	
公明党	○	<ul style="list-style-type: none"> ・(2)の「必要な機関」の中身は、調査機関である。議決を求められている議会が、他の機関に審査を求めるのはおかしい。 ・(3)は、現時点では保留との認識。 ・(5)に関連する正副提案は了承する。
市議会民主党	○	14条2項(4)について、必要な調査、研修、視察の実施は了解した。正副座長提案には賛成する。ただし初当選議員の研修は、現在のあり方を検討すべきで、例えば3ヶ月から6ヶ月の期間、週1回程度の研修カリキュラムを設定するなどして、議員のスキル向上を図るべきではないでしょうか。そのために14条で、初当選議員の研修を制度化すべきではないかと考えています。
みんなの党	○	
生活者ネット	○	第22条 検証を全議員で行うことで基本条例の研修と位置付けることを提案して、了とします。
改革連合	○	

市民自治	○	一致しないので削除は仕方ないが、改選ごとに議会基本条例について全議員が研修する場合は必要であると考えます。
市民会議	○	
こがおも	○と ×	<p>「第14条第2項第5項 「議会研修会」とし」→OK。 「第16条（議会研修会）全部を削除」→反対。</p> <p>16条と14条を集約するのは良いが、改選後にこの議会基本条例の想いや内容について継承していく取り組みは必要です。理念を継承する必要があるし、初当選議員がいれば経緯から含めて議会のあり方をどう考え、定義して取り組んできたか、をしっかりと伝えるべきではないでしょうか。もし、「誰がやるのか決められない」ということであれば、現職の方であってもリマインドと復習も兼ねて、全議員でこの基本条例の考え方を共有する場を設けてはいかがでしょうか。どうにかしてこの主旨の条文を残すべきだと考えます。</p>

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（5月14日の正副持ち帰り事項）

No.40	（政務活動費）
第15条	会派は、市政に係る調査研究及び政策立案・政策提言等に資するため、政務活動費の交付を受け、活用するものとする。
2	会派は、政務活動費の使途及び結果について公開し、説明責任を果たさなければならない。
3	政務活動費の交付に関し必要な事項については、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）に定めるところによるものとし、交付対象経費については、議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分検討するものとする。

<説明>

- ◆ 第1項の「公布」は「交付」へ修正した。
- ◆ 政務活動費の支給対象については、以下の規定がある。
 - ※ 小金井市議会政務活動費の交付に関する条例
（交付対象）
 - 第2条 政務活動費は、小金井市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む）に対して交付する。
- ◆ 正副座長としては、第1項と第2項について一致できると判断している。
- ◆ 第3項は、前回の議論を受け、正副座長案として提案している（下線部参照）。

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	○	
日本共産党	○	
公明党	○	特になし
市議会民主党	○	【意見】 1・2項は了解した。3項について、正副座長案に賛同します。
みんなの党	○	
生活者ネット	○	
改革連合	○	
市民自治	○	
市民会議	○	
こがおも	○	これで結構です。